

令和 5 年 10 月 27 日  
リサイクル燃料貯蔵株式会社

## リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況について

### 1. 新規制基準への対応状況

#### ○【保安規定変更認可】

新検査制度導入に関する原子炉等規制法に基づく保安規定（建設段階保安規定）の変更認可申請書（事業開始段階保安規定）を令和 4 年 12 月 21 日に原子力規制委員会に提出しました。

原子力規制庁の審査での指摘事項を踏まえた補正申請を令和 5 年 5 月 23 日及び 7 月 31 日に提出し、同年 8 月 28 日に認可されました。

（別紙：事業開始段階保安規定の概要について）

### 2. その他許認可関係

#### ○【事業変更許可】

沸騰水型原子炉（BWR）で発生した使用済燃料集合体を収納できる新たな型式の金属キャスク及び加圧水型原子炉（PWR）で発生した使用済燃料集合体を収納できる型式の金属キャスクを追加した事業変更許可申請書を令和 5 年 9 月 21 日に原子力規制委員会に提出しました。

（今回追加する金属キャスクの種類）

- ・ BWR 用中型キャスク（タイプ 2） 52 体（使用済燃料集合体数）
- ・ PWR 用キャスク（タイプ 1） 21 体（使用済燃料集合体数）

（許可済の金属キャスクの種類）

- ・ BWR 用大型キャスク（タイプ 2A） 69 体（使用済燃料集合体数）

### 3. トピックス

事業開始時期の見通しについて、令和 5 年 8 月 30 日、青森県及びむつ市に対して、「令和 5 年度下期から令和 6 年度上期を念頭に、今後準備を進めてまいる」旨報告しました。

以 上

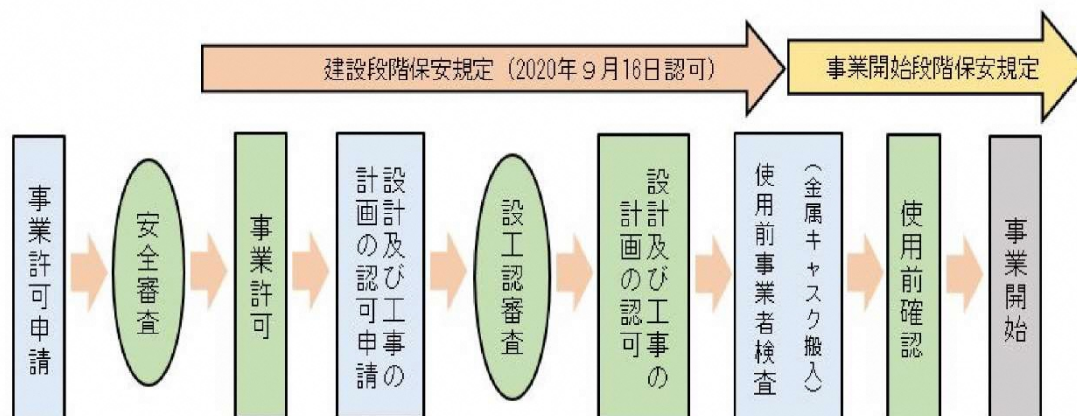
詳細については、当社ホームページから確認することができます。

[\(http://www.rfSCO.co.jp/\)](http://www.rfSCO.co.jp/)

## 事業開始段階保安規定の概要について

## 1. 事業開始段階の保安規定

2020年4月の新検査制度導入に関する原子炉等規制法及び関連規則の改正後は、建設段階（金属キャスク搬入まで）【2020年9月16日認可】と、事業開始段階（金属キャスク搬入以降）の二段階で保安規定を定めることになりました。



## 2. 認可内容

事業開始段階の保安規定においては、事業許可、設工認で確認された使用済燃料貯蔵施設の安全性が、運用段階においても継続して確保されるために必要な事項を定めております。

保安規定条項(申請時)	保安規定条項(認可時)	建設段階保安規定との比較	備考
第1章 総則	第1章 総則	△	
第2章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	○	
第3章 体制及び評価	第3章 体制及び評価	○	
第4章 貯蔵管理	第4章 貯蔵管理	◎	
第5章 放射性廃棄物管理	第5章 放射線管理等	◎	申請時の「放射性廃棄物管理」と「放射線管理」を「第5章 放射線管理等」に統合整理
第6章 放射線管理	第6章 施設管理	○	
第7章 施設管理	第7章 緊急時の措置	◎	
第8章 緊急時の措置	第8章 保安教育	○	
第9章 保安教育	—	—	第10章は第3章に含めて記載
第10章 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価	第9章 記録及び報告	○	
第11章 記録及び報告	—	(削除)	建設段階での要求事項のため削除
第12章 使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項	添付	◎	
—			

【凡例】◎：追加、○：一部追加、△：その他適正化